

第 241 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 4 年 7 月 2 9 日 (金) 13 時 30 分から

2 開催方法 Web 会議システム (Zoom) によるオンライン開催

3 出席者

内水面漁場管理委員 10 名

漁業者代表：古谷 秀夫、大沼田 志津男、飯田 好輝、石田 和夫、井出 美知代

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博

学識経験者：平林 公男、高田 啓介、桐生 透

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 会議事項

(1) 会長代理の選出について

(2) 議事

① 遊漁規則の変更について

② 漁業権免許の切替業務のスケジュールについて

③ 野尻湖の外来魚逸出調査について

(4) その他

5 会議内容

平林会長挨拶 会議に入る

吉田書記長 ありがとうございます。

次に、今年度 4 月 1 日付け人事異動で、事務局職員 2 名が交代しましたので、自己紹介させていただきます。

事務局 自己紹介

吉田書記長 ここで、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

金井委員及び竹原委員、酒井委員が都合により欠席ですが、漁業法第 145 条第 1 項の規定による会議の開催要件である委員定員の過半数を超える出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、ここから平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を、小澤委員、桐生委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。本日最初の議事は、「会長代理の選出について」です。

漁業法施行令の規定により、委員が会長代理を互選することになっておりますので、委員からの発言をお願いします。

桐生委員 会長代理については、会長の都合が悪い時にどうするのかと心配でしたが、今回決められるということですので、漁業者代表で3期目で長野県漁連の会長である古谷委員さんを推薦したいと思います。ちなみに私が山梨県にいた時には、会長と副会長は、会長が山梨大学の教授の方、県漁連の会長が副会長を務めておりましたので、これらを参考にして、是非、古谷委員さんをお願いしたいと思います。

平林会長 桐生委員から古谷委員のご推薦がありましたが、古谷委員をお願いしてもよろしいでしょうか。古谷委員を会長代理とすることとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 皆様のご賛同が得られましたので、古谷委員を会長代理とすることが決定いたしました。よろしくお祈いします。

平林会長 それでは議事を進めます。

次に議事(2)の知事から諮問のあった「遊漁規則の変更について」です。4つの漁協から遊漁規則変更認可申請書が提出されておりますので、一括して事務局から説明をお願いし、それぞれの漁協ごとにご質問、ご意見等をお聞きします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1により説明

平林会長 ありがとうございました。

資料1に基づいて、事務局から説明がありましたが、漁協毎にご意見、ご質問を伺っていききたいと思います。まずは、上小漁協からお願いいたします。

平林会長 それでは私の方から、延長料金について、2時間1,600円、1時間650円となっておりますが、書いてあるとおりと言えればそれまでですが、2時間あたり、1時間あたりといった表現にしてはどうでしょうか。

事務局 漁協へ伝え、確認を行った上でご意見を反映させたいと思います。

平林会長 お願いします。他にございますか。

高田委員 特設釣り場ですが、行ったことが無いので何とも言えない部分ではありますが、通常の河川で釣りを行うこととは違い、段差を付けた河川へ魚を放流して釣らせていると想像しています。こうした設備等を創設するには重機だとかそういったものを用いて、結構なお金をかけて整備等を行い、大変ではないかと思うのですが、そうした費用等は考えなくてもよいのでしょうか。

平林会長 今回は、特設釣り場の遊漁料のことについての審議ですが、設置については以前、この委員会です承頂いたと思うのですが、事務局の方でそこを含めて説明いただければと思います。

高田委員 今回は設置についての議論ではないので、かつて委員の皆様が承認されていますし、私が忘れていただけかもしれませんので、その部分については後で私に教えていただくことでも構いません。

事務局 高田委員のご質問については、確認を行った上で皆様に回答させていただきます。

平林会長 わかりました。今回の議論は設置の話ではなくて、遊漁料の話で、100円の値上げを行うということに対してですので、後ほどご回答をお願いします。他にご意見、ご質問はありますか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 無いようですので、上小漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、上小漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。ありがとうございます。

それでは続いて、千曲川漁協から申請のありました、中学生以下の遊漁料の無料化と漁場監視員証の住所記載欄の削除について、ご意見、ご質問はありますか。この件については、古谷委員につきましては利害関係者となりますので、少しの間だけ退席をお願いいたします。

古谷委員 退席

平林会長 では、ご意見、ご質問はありますか。

平林会長 私の方から出させていただきます。施行日が令和4年9月1日となっておりますが、1か月後と直ぐです。遊漁者の皆さんに周知をする時間というか、期間が必要だと考えますが、どうでしょうか。

事務局 そちらの施行日は次の天竜川漁協の施行日となると思います。千曲川漁協の施行日は令和5年2月16日となっております。

平林会長 失礼しました。間違えておりました。他に千曲川漁協について何かありますか。

桐生委員 漁場監視員証の記載例、遊漁規則例には住所の記載欄が入っているのですが、時代が変わってきているので、記載はしない方がよいのかとも思いますが、水産庁はどの様な考えでいるのでしょうか。

事務局 この件については、事務局の方で水産庁に確認をして改めてお答えしたいと思います。

平林会長 そうなってしまうと、ここでの議論がこれ以上できなくなってしまうので、その回答ですと困るのですが。

事務局 失礼致しました。後日、水産庁へ確認を行い、住所記載欄に対し、削除しても差し支えないということでしたら諮問のとおりとし、指定等があった場合にはそのとおりとすることでしょうか。

桐生委員 おそらくは、記載しなくてはならないということはないと思います。

平林会長 わかりました。では、ここは確認いただき、それに従ってこの様な形で進めて頂きたいと思います。この場では、千曲川漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり答申して差し支えないとし、進めていただくということでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、千曲川漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。では、古谷委員には、再度着席をお願いします。

古谷委員 着席

平林会長 続いては、天竜川漁協の電子遊漁券の導入に係る遊漁規則の変更について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。こちらに関しましては、井出委員が利害関係者となりますので、少しの間、ご退席をお願いします。

井出委員 退席

平林会長 それでは、いかがでしょうか。

水谷委員 資料1-1の遊漁規則第7条の変更について、身体障害者の割引は適用されないという記載がありますが、これはシステム上の設定でできないということが考えられますが、この文面からだ、身体障害者を差別しているような内容と捉えられかねないと思いますので、変更が必要ではないかと思えます。

平林会長 このご意見に対して事務局から説明をお願いします。

事務局 水谷委員のおっしゃるとおり、身体障害者等の割引については、システム上問題があるため、できないということで今回はこの様な文面が入っております。また、身体障害者に対して差別的であると捉えられかねないご指摘も理解できます。趣旨を変えずに、規則文としてどう記載するかは、またお示ししたいと思います。

平林会長 水谷委員のご意見は、反対ということではなく、表現の仕方について検討頂きたいということだと思います。

事務局 水谷委員のご指摘については、事務局で検討し、反映させたいと考えます。

平林会長 水谷委員のご意見はそのような趣旨だと思いますので、事務局の方にはその部分について十分に注意をして、進めて頂ければと思います。水谷委員、それでよろしいでしょうか。

水谷委員 はい。電子遊漁券については、全国を2社で行っているのですが、この様な問題はどこでも起こっていると思いますので、この2社に対して何かシステムの改正を要望する等、そういったことが必要となってくるのではと考えます。

平林会長 ありがとうございます。では、他はいかがでしょうか。

桐生委員 資料1-1の第8条の変更について、次の高水漁協とも係る部分ではありますが、漁場監視員に対し、天竜川漁協はオンラインサービスの画面を提示するとあるが、高水漁協は印刷して携帯するか若しくは画面とあります。この違いも議論してもらいたいのですが、どちらが良いのかということと、これらについては、オンライン全体で広まっていくことと思います。遊漁承認証については、複製、貸与してはいけないというものがあるが、これらの対応はどの様になっているのでしょうか。例えば、スマートフォンで遊漁承認証を受け取った人が、自分が行けなくなった場合にスマートフォンを渡した場合、どの様な対応をされるのか、説明をして頂きたいと思います。

平林会長 事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 例えば、携帯電話については、人にもよりますがロックナンバー等で不正がされない様にする等があるとは思いますが、このあたりについては確認させて頂きたいと思います。

高田委員 このことについて、私は釣りチケットやフィッシュパスは遊漁券を購入された方の情報が事前に通知が入っており、監視している方がチェックできるのだと思っておりました。そうでないと、スマートフォンを貸さなくても、画像をコピーして送ってしまえばいくらでも共有できてしまうので、それを最初から防ぐ方法が考えられているのだと思っていました。だから、もし事前に漁協に誰が購入しているのか照会すれば、可能だと思います。

平林会長 事務局では、このようなシステムとなっていることは把握されていますか。

事務局 フィッシュパスを利用する場合には、事前にアプリへ購入者情報を登録することとなっています。購入者情報は漁協へ送られ、GPSで追跡できるようになっております。なので、仮に画像だけ送られたものを利用した場合、GPSの情報と齟齬が生じるため、そのあたりの不正対策は問題ないと考えます。

高田委員 私としては、やはりそうならないと、釣りチケットやフィッシュパスは商品として提供できないと思っておりましたので、その点は安心いたしました。

平林会長 他に何かありますかでしょうか。

水谷委員 つりチケにつきましては、遊漁承認証に必ず顔写真を添付することとなっておりますので、その写真と照会して確認できると思います。次に印刷するか画面を出すかというのですが、以前は漁協の方から、遠くから見えるようにして確認をしたいという要望があったことから、この様な内容となっていると考えられます。

平林会長 補足説明ありがとうございました。今のお話だと、遊漁承認証については印刷と画面の両方をもって確認することの方が親切でよいと思われませんが、次の高水漁協の際に議論したいと思います。また、周知期間の件は、短いようですが、これで大丈夫なのでしょうが。

事務局 これにつきましては、既存の購入方法はそのままで、新たに電子遊漁券が加わるだけとなり、インターネット上で全て公開されることとなりますので、問題はないと考えます。

平林会長 わかりました。その他、何かご意見はございますか。

各委員 異議なし

平林会長 では、天竜川漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。では、井出委員には、再度着席をお願いします。

井出委員 着席

平林会長 続いては、高水漁協の中学生以下の遊漁料の無料化と電子遊漁券の導入に係る遊漁規則の変更について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

桐生委員 電子遊漁券ではないのですが、高水漁協の漁場監視員証について、千曲川漁協には組合の押印欄があるのに対し、こちらにはありません。しっかりと記載をされた方がよいと考えます。関連して、漁場監視員は組合員以外の者が監視員となることも可能ですが、長野県内には、組合員以外の監視員がいるのかお伺いしたいと思います。

平林会長 高水漁協の監視員証については、こちらは印刷ミスということでしょうか。また、組合員以外の監視員について、事務局で把握はしておられますか。

事務局 そのことも含めて、こちらは漁協へ確認し、その旨ご回答したいと思います。また、組合員以外の漁場監視員のご質問については、こちらで把握はしておりませんので、またお調べしてご回答したいと思います。

桐生委員 わかりました。組合印の押印については、是非入れて頂きたいと思います。

平林会長 ありがとうございました。では、先ほど出ました監視員への提示の仕方については、いかがでしょうか。

事務局　こちらについては、つりチケとフィッシュパスの運用上の違いによって生じてしまったものと考えられますが、どちらも画面と印刷の両方で対応できることから、漁協と相談し、統一した表現にしたいと思います。

平林会長　わかりました。その他、なにかありますでしょうか。

各委員　意見、異議等なし

平林会長　では、高水漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。また、事務局の方へはいくつか宿題が出ましたので、確認して頂いた上で、また補足説明をしていただければと思います。

それでは議事を進めます。続いては議事（３）の漁業権免許切替に係るスケジュールについての説明となりますが、事務局から説明をお願いします。

事務局　資料２により説明

平林会長　ありがとうございました。こちらについては、この様に「これからこの委員会で進めていく」ということとなりますので、ご意見を伺うというものではございません。このことについて、何かご質問はありますでしょうか。

各委員　質問等なし

平林会長　令和５年度については、この様に立て込んでいるようですので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事（４）の野尻湖の外来魚逸出調査について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

事務局　資料３により説明

平林会長　ありがとうございました。これにつきましては、これまでの経緯と本年７月７日に行った第１回の調査結果の報告でございました。今回の調査結果と今後の対応等を含めまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。なお、こちらについては、石田委員は利害関係者となりますので、ご退席をお願いいたします。

石田委員　退席

飯田委員　私は養殖業者なので、河川湖沼の漁協とはあまり関係はないのですが、趣味で釣りを長くやっていました。私が今いる場所のすぐ近くを千曲川が流れているのですが、ここ数年間か魚が１匹もいません。ブラックバス等の外来魚すらいらない状態で、ブラックバス等の影響を受けなくて魚がいなくなったという状況となったと考えています。そのことについても、漁場管理委員会として何か委託等を行って調査等を考えていかないと、大変なことになるのではないかと思う。カワウやアオサギの様な鳥が千曲川の河川敷にも数羽いますが、既に死亡していたものを水産試験場にて胃の内容物を確認してもらくと、何も入ってはいません。ブラックバス等の外来魚の影響も考えられるとはもちろん思いますが、他の影響についても何か調査していかないと、長野県の漁業全体が衰退し

てくのではないかと思います。

平林会長 今のご意見については、本件とは直接関係のない部分と考えられますが、これは後で議論したいと思います。では、引き続き、野尻湖の調査結果についてご意見、ご質問はございますか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 では、野尻湖の逸出魚の調査については、この様に調査を実施していくということで、今後ともご対応いただいて、進めてまいりたいと思います。

それでは、今、飯田委員より出していただきましたが、これについて何かございますか。

飯田委員 先ほど、なぜ野尻湖のところでそのようなことを言ったのかについてですが、野尻湖はブラックバスを再放流して、たくさんおります。しかし、野尻湖はワカサギもおり、その卵も出荷している。ブラックバスを再放流しているのにはいることがわかります。そのことから、ブラックバス以外のことについても対応をしていかないといけないと思い、あの場で発言をさせていただきました。

平林会長 委員会へ、その様なことを行った方がよいというご提案でしょうか。

飯田委員 提案というか、我々養殖業者が問題視しているのは海外輸出のことで、今、ヨーロッパへは日本の魚は輸出できません。なぜなら ASC 認証をとれないからです。その最大の原因は農業で使われる農薬の問題です。その残留濃度等が日本では高いため、海外輸出ができません。そんなことから、漁業と農業は大変強い関連があり、その危機感をもって対応すべきと考えたため、あのような発言をさせていただきました。

平林会長 私の方では、今のお話の趣旨が分かり兼ねるのですが、こちらのお話が「野尻湖のブラックバスの逸出魚調査と何か関係があるということでお話をされた」ということでしょうか。

飯田委員 その部分については、問題だとは思っておりませんし、それでよいと思っております。ただ、前提の部分として、多くの場合でブラックバス等が悪いと考えているようですが、こればかりを考えるのはどうかと思います。

平林会長 内容、承知いたしました。ご意見ということで、承りました。では、石田委員はご着席ください。

石田委員 着席

平林会長 では、次のその他について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。また、会議全体をとおしてでも構いません。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 特に無いようですので、本日の議題は全て終了とします。
それでは、進行を事務局にお返しします。

吉田書記長 平林会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても慎重なご審議ありがとうございました。

本日の協議事項につきましては、我々、事務局の方にもいくつか宿題を頂いておりますので、水産庁等へ確認をしながら、皆様にお返ししたいと思います。電子遊漁券につきましては、これからの時代、おそらく広まっていくだろうと思います。これから、遊漁者の利便性と漁業協同組合のチェック体制等を正確に行っていくことは今後、課題となってくると考えられますので、我々も勉強しながら遊漁規則等もよりよい方向になればと考えております。

では、これを持ちまして、第 241 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会します。

なお、次回の第 242 回の委員会につきましては、11 月 11 日の金曜日に開催を予定しております。次は皆様と対面の会議を予定しておりますので、皆様には是非、ご都合をつけて出席いただければと思います。しかしながら、コロナウイルス感染症の状況によっては、本日の様な委員会となることもご承知おきいただければと思います。

それでは、本日は長時間ありがとうございました。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟